

三重県警察の広聴活動に関する訓令を次のように定める。

平成14年6月14日

三重県警察本部長 野上 豊

三重県警察の広聴活動に関する訓令

改正 平27県本部訓令第27号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 広聴活動に関する任務等（第3条―第5条）

第3章 広聴活動実施上の留意事項等（第6条・第7条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、三重県警察における広聴活動について必要な事項を定めることにより、県民の意見を警察行政に反映させ、もって、県民の期待と信頼に応える警察の確立を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広聴活動 県民の意見を警察行政に反映させるために行う次に掲げる活動をいう。

ア 警察安全相談の受理

イ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理

ウ 警察署協議会における意見の聴取

エ 懇談会・座談会の開催、モニターの委嘱、アンケート、世論調査、論文・作文の募集その他の方法による要望、意見等の聴取

(2) 警察安全相談 警察に対して指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいい、警察に対して申し出た要望、意見、感謝激励、事件情報等もこれに準ずるものとする。ただし、地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示は除く。

(3) 苦情 警察職員が職務執行において違法又は不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

第2章 広聴活動に関する任務等

(部長の任務)

第3条 警務部長は、三重県警察における広聴活動を掌理するものとする。

2 各部長は、その所掌する事務に係る広聴活動を掌理するものとする。

(広聴広報課長の任務)

第4条 警務部広聴広報課長（以下「広聴広報課長」という。）は、警務部長を補佐し、広聴活動全般に係る企画及び調整を行うものとする。

(所属長の責務)

第5条 警察本部の課長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、運転免許センター長、科学捜査研究所長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、その所掌する事務に関して県民に情報を提供し、効果的な広聴活動の推進を図り、その成果を警察行政に反映させるよう努めるものとする。

第3章 広聴活動実施上の留意事項等

(留意事項)

第6条 広聴活動に当たっては、その内容を的確に把握し、迅速かつ誠実な対応に努めるものとする。

2 警察以外の相談窓口を有する機関・団体等（以下「他機関等」という。）と平素から良好な関係の保持に努めるとともに、申出の内容が他機関等において対応することが適切であると認められる場合には、申出者に十分説明してその理解を得た上で、当該他機関等に確実に引き継ぐものとする。

3 警察職員の職務執行に対する苦情の受理及び処理結果について、所属長は、広聴広報課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

4 警察署長は、警察署協議会における意見について、警察署の業務運営に反映させるよう努めるものとする。

なお、意見聴取の機会に警察署の業務運営について説明し、理解と協力を求めることに配慮するものとする。

5 所属長は、第2条第1号エに定める広聴活動を行う際は、その対象、時期等に応じて適切な方法により行うものとし、アンケート、世論調査その他の調査事項を示して調査を行うときは、あらかじめ広聴広報課長を経て本部長に報告するものとする。

(事務処理手続)

第7条 警察安全相談及び苦情の事務処理に関し必要な細目については、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成27年12月24日 三重県警察本部訓令第27号]

この訓令は、平成28年1月13日から施行する。